（分離バラスト・タンクの防護的配置）

12　載貨重量二万トン以上の原油タンカー（第十九規則に定める要件を満たすタンカーを除く。）及び載貨重量三万トン以上の精製油運搬船であつて、第一規則28.4に定義する千九百八十二年六月一日後に引き渡されたものにおいて、2の要件に適合する容積を有することを要求される分離バラスト・タンクを貨物タンク区域内に設置する場合には、分離バラスト・タンクは、乗揚げ又は衝突の場合の油の流出を防止するため、13から15までの要件に従つて配置する。

13　貨物タンク区域内にある分離バラスト・タンク及び他の閉囲場所（油タンクを除く。）は、次の要件に適合するように配置する。

ΣPAc＋ΣPAs≧J［Lt（B＋2D）］

この場合において、

PAcは、分離バラスト・タンク又は他の閉囲場所（油タンクを除く。）の船側外板の型寸法による投影面積とし、平方メートルで表す。

PAsは、分離バラスト・タンク又は他の閉囲場所（油タンクを除く。）の船底外板の型寸法による投影面積とし、平方メートルで表す。

Ltは、貨物タンク区域の前端から後端までの長さとし、メートルで表す。

Bは、第一規則22に定義する幅とし、メートルで表す。

Dは、船舶の中央においてキールの上面から船側におけるフリーボード甲板ビームの上面まで垂直に測つた型深さとし、メートルで表す。丸型ガンネルを有する船舶にあつては、型深さは、ガンネルが角型となるように甲板及び船側外板のモールデッド・ラインをそれぞれ延長して得られる交点まで測る。

Jは、載貨重量二万トンの油タンカーについては〇・四五とし、載貨重量二十万トン以上の油タンカーについては〇・三〇（ただし、14の規定を適用することができる。）とするものとし、中間の載貨重量の油タンカーについては、一次補間法によつて決定する。

この13の規定で用いられている記号は、同規定においては、同規定で定義する意味を有する。

14　載貨重量二十万トン以上の油タンカーについては、Jの値は、［J－（a－Oc＋Os／4OA）］又は〇・二〇のいずれか大きい方の値まで減ずることができる。

この場合において、

aは、載貨重量二十万トンの油タンカーについては〇・二五とし、載貨重量三十万トンの油タンカーについては〇・四〇とし、載貨重量四十二万トン以上の油タンカーについては〇・五〇とするものとし、中間の載貨重量の油タンカーについては、一次補間法によつて決定する。

Ocは、第二十五規則1.1の式による値とする。

Osは、第二十五規則1.2の式による値とする。

OAは、第二十六規則2に定める油の許容流出量とする。

15　分離バラスト・タンク及び他の閉囲場所（油タンクを除く。）のPAc及びPAsの決定に当たつては、次の.1及び.2の規定を適用する。

.1　船側の全深さにわたるウイング・タンク若しくは他の閉囲場所又は甲板から二重底の頂板までの深さにわたるウイング・タンク若しくは地の閉囲場所の最小幅は、二メートル未満であつてはならない。ウイング・タンク又は他の閉囲場所の幅は、中心線に対し直角に船側から内方に測る。最小幅が二メートル未満のウイング・タンク又は他の閉囲場所は、PAcの算定に当たり、考慮しない。

.2　二重底タンク又は他の閉囲場所の最小深さは、B－15メートル又は二メートルのいずれか小さい方の長さに満たないものであつてはならない。最小深さがこれに満たない二重底タンク又は他の閉囲場所は、PAsの算定に当たり、考慮しない。

ウイング・タンク及び二重底タンクの最小幅及び最小深さは、ビルジ部分以外の部分において測定するものとし、最小幅については、丸型ガンネルの部分以外の部分において測定する。

第十九規則　千九百九十六年七月六日以後に引き渡された油タンカーの二重船殻及び二重底についての要件

1　この規則は、載貨重量六百トン以上の油タンカーであつて、第一規則28.6に定義する千九百九十六年七月六日以後に引き渡されたものについて適用する。

2　載貨重量五千トン以上の油タンカーは、

.1　第十八規則12から15までの規定の適用を受ける場合にはこれらの規定に代えて、3の要件に適合しなければならない。ただし、4及び5の規定に従う場合は、この限りでない。

.2　該当する場合には、第二十八規則6に定める要件に適合しなければならない。

3　貨物タンク区域の全域は、バラスト・タンク又は他の閉囲場所（油を積載するタンクを除く。）により、次の要件に適合するよう保護しなければならない。

.1　ウイング・タンク又は他の閉囲場所

ウイング・タンク又は他の閉囲場所は、丸型ガンネルの部分を除くほか、船側の全深さ又は二重底の頂板から上甲板までの深さにわたるものとする。ウイング・タンク又は他の閉囲場所は、貨物タンクがいかなる場所においても、次の距離w（第一図に示すとおり、あらゆる横断面において船側外板に対し直角に測つたもの）を下回らないよう船側外板のモールデッド・ラインの内側に設置されるように配置しなければならない。

w＝0.5＋DW／20,000（メートル）又は

w＝2.0（メートル）のいずれか小さい方の長さ

ただし、wの最小値は、一・〇メートルとする。

.2　二重底タンク又は他の閉囲場所

いかなる横断面においても、二重底タンク又は他の閉囲場所の深さは、第一図に示すとおり、貨物タンクの底と船底外板のモールデッド・ラインとの間について船底外板に対し直角に測つた距離が次の距離hを下回らないものでなければならない。

h＝B／15（メートル）又は

h＝2.0（メートル）のいずれか小さい方の長さ

ただし、hの最小値は、一・〇メートルとする。

.3　ビルジ部分又はビルジ部分と明確に限定されない場所

距離hと距離wが異なる場合には、第一図に示すとおり、基線の上方で一・五hを超える部分においては距離wが優先する。

.4　バラスト・タンクの総容積

載貨重量二万トン以上の原油タンカー及び載貨重量三万トン以上の精製油運搬船について、これらの船舶のウイング・タンク、二重底タンク、船首倉及び船尾タンクの総容積は、第十八規則の要件を満たすために必要な分離バラスト・タンクの容積を下回つてはならない。第十八規則の要件を満たすために使用されているウイング・タンク又は他の閉囲場所及び二重底タンクは、貨物タンク区域に沿つてできる限り一様に設置しなければならない。縦方向のハル・ガーダに対する曲げ応力、トリム等を減少させるための追加の分離バラストの容積は、船舶のいかなる場所にも存在することができる。

.5　貨物タンク内のサクション・ウェル

貨物タンク内のサクション・ウェルは、距離hによつて決定される境界線の下方の二重底内に突出することができる。ただし、当該サクション・ウェルができる限り小さいものであること及び当該サクション・ウェルの底と船底外板との間の距離が〇・五hを下回らないことを条件とする。